



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年7月6日金曜日 第1876号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....	765
指定居宅介護支援事業者の指定.....	766
指定介護予防サービス事業者の指定.....	766
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	767
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	767
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地の変更.....	767
指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称の変更.....	768
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	768
指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	768
指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	769
指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称及び所在地の変更.....	769
指定居宅サービス事業の廃止.....	769
指定居宅介護支援事業の廃止.....	769
指定介護予防サービス事業の廃止.....	770
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	770
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	770

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	771
-------------------------------	-----

### 監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	771
大阪事務所、動物愛護センター、歯科技術専門学校、身体障害者更生相談所、婦人相談所、保育専門学校、計量検定所、窯業試験	

場、松山高等技術専門学校、宇和島高等技術専門学校、中予水産試験場、建設研究所、農業大学校、衛生環境研究所、中央児童相談所、知的障害者更生相談所、消費生活センター、研修所、工業技術センター、心と体の健康センター、果樹試験場、医療技術大学、子ども療育センター、林業技術センター、東京事務所、水産試験場、南予児童相談所.....	773
松山教育事務所、宇和島教育事務所、中央青年の家、伊予高等学校、中山高等学校、宇和島東高等学校、宇和島南中等教育学校・宇和島南高等学校、宇和島水産高等学校、吉田高等学校、伊予農業高等学校、総合教育センター、生涯学習センター、伯方高等学校、弓削高等学校、上浮穴高等学校、小田高等学校、南宇和高等学校、津島高等学校、三間高等学校、北宇和高等学校.....	774
伊予警察署、松山東警察署、松山西警察署、伯方警察署、久万高原警察署、愛南警察署、宇和島警察署.....	774

### 教育委員会告示

愛媛県指定有形文化財の指定の失効.....	774
-----------------------	-----

### 人事委員会公告

平成19年度愛媛県職員採用候補者(初級及び資格免許職)試験公告.....	775
平成19年度愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験公告.....	778
平成19年度愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験公告.....	781

## 告 示

### ○愛媛県告示第1202号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住居	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106451	株式会社翼	香川県高松市林町1994番地3	福祉用具貸与	株式会社翼松山営業所	愛媛県松山市鷹子町588番地2クレールタカノコ1F	平成19年5月1日
3870106451	株式会社翼	香川県高松市林町1994番地3	特定福祉用具販売	株式会社翼松山営業所	愛媛県松山市鷹子町588番地2クレールタカノコ1F	平成19年5月1日
3870301052	株式会社サンプロジェクト	愛媛県宇和島市中沢町一丁目1番47号	訪問介護	さくら・介護ステーション明倫	愛媛県宇和島市中沢町一丁目1番51号	平成19年5月1日
3871300368	株式会社ケイアンドワイ	愛媛県四国中央市三島金子一丁目1番21号	訪問介護	訪問介護サービスこころ	愛媛県四国中央市中之庄町398番地2しのながビル2F	平成19年5月1日
3860191133	医療法人北吉田診療所	愛媛県松山市北吉田町1019番地1	訪問看護	指定訪問看護ステーションあいあい	愛媛県松山市南吉田町1872-2	平成19年5月14日
3870106469	医療法人北吉田診療所	愛媛県松山市北吉田町1019番地1	訪問介護	指定訪問介護事業所あいあい	愛媛県松山市南吉田町1872-2	平成19年5月14日
3870201500	NPO法人ケア・サポート	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	通所介護	ケア・サポート	愛媛県今治市近見町一丁目7番50号	平成19年5月15日

3870600917	株式会社ブラスタア	愛媛県西条市三津屋51番地2	通所介護	ベストケア・デイサービスセンター東予	愛媛県西条市円海寺247-7	平成19年 5月21日
3811228042	医療法人弘仁会	愛媛県西条市三津屋南9-10	訪問看護	共立病院	愛媛県西条市三津屋南9-10	平成19年 5月28日
3811228042	医療法人弘仁会	愛媛県西条市三津屋南9-10	訪問リハビリテーション	共立病院	愛媛県西条市三津屋南9-10	平成19年 5月28日

○愛媛県告示第1203号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成19年 7月 6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870201500	NPO法人ケア・サポート	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	居宅介護支援	ケア・サポート	愛媛県今治市近見町一丁目7番50号	平成19年 5月 1日
3870700592	特定非営利活動法人アクティブボランティアセンター阿蔵の森	愛媛県大洲市阿蔵甲1961番地1	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所阿蔵の森	愛媛県大洲市阿蔵甲1961番地1	平成19年 5月10日

○愛媛県告示第1204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成19年 7月 6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106451	株式会社翼	香川県高松市林町1994番地3	介護予防福祉用具貸与	株式会社翼松山営業所	愛媛県松山市鷹子町588番地2クレールタカノコ1F	平成19年 5月 1日
3870106451	株式会社翼	香川県高松市林町1994番地3	特定介護予防福祉用具販売	株式会社翼松山営業所	愛媛県松山市鷹子町588番地2クレールタカノコ1F	平成19年 5月 1日
3860290232	医療法人順天会	愛媛県今治市北日吉町一丁目10番50号	介護予防訪問看護	第一訪問看護ステーションかたれあ	愛媛県今治市北日吉町1-19-15	平成19年 5月 1日
3870201351	医療法人生きる会	愛媛県今治市北宝来町二丁目4番地9	介護予防通所介護	ケアセンターいきいき	愛媛県今治市北宝来町三丁目2番地12	平成19年 5月 1日
3873200475	社会福祉法人寿山会	愛媛県今治市波方町養老甲1006番地	介護予防短期入所生活介護	指定短期入所生活介護事業所寿山苑	愛媛県今治市波方町養老甲1006番地	平成19年 5月 1日
3870301052	株式会社サンプロジェクト	愛媛県宇和島市中沢町一丁目1番47号	介護予防訪問介護	さくら・介護ステーション明倫	愛媛県宇和島市中沢町一丁目1番51号	平成19年 5月 1日
3870700162	社会福祉法人友愛会	愛媛県大洲市若宮548番地	介護予防短期入所生活介護	指定短期入所生活介護事業所希望ヶ丘荘	愛媛県大洲市菅田町菅田丙495番地34	平成19年 5月 1日
3810628135	医療法人同心会	愛媛県西条市朔日市804	介護予防短期入所療養介護	西条中央病院	愛媛県西条市朔日市804	平成19年 5月 1日
3860590086	医療法人社団久和会	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目13番29号	介護予防訪問看護	老人訪問看護ステーションたちばな	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目14番12号	平成19年 5月 1日
3860690217	医療法人社団更生会	愛媛県西条市大町739番地	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション水都	愛媛県西条市大町739番地	平成19年 5月 1日
3860890049	医療法人愛愛会	愛媛県四国中央市上分町732-1	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションいしかわ	愛媛県四国中央市上分町716-2	平成19年 5月 1日
3860990054	医療法人康仁会	愛媛県四国中央市三島金子二丁目7番22号	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションにしおか	愛媛県四国中央市三島金子二丁目7番22号	平成19年 5月 1日
3870500661	株式会社青い鳥	愛媛県新居浜市久保田町三丁目9番25号	介護予防訪問介護	ケア・ステーション青い鳥	愛媛県新居浜市久保田町三丁目9番25号	平成19年 5月 1日
3870501115	日装工学株式会社	愛媛県新居浜市南小松原町11番4号	介護予防福祉用具貸与	日装工学株式会社	愛媛県新居浜市南小松原町11番4号	平成19年 5月 1日
3871200147	有限会社エスエイサービス	愛媛県西条市大野330番地1	介護予防福祉用具貸与	有限会社エスエイサービス	愛媛県西条市大野330番地1	平成19年 5月 1日

3871200287	有限会社東豫タクシー	愛媛県西条市三津屋187番地6	介護予防訪問介護	東豫介護サービス	愛媛県西条市三津屋187番地6	平成19年5月1日
3871300368	株式会社ケイアンドワイ	愛媛県四国中央市三島金子一丁目1番21号	介護予防訪問介護	訪問介護サービスこころ	愛媛県四国中央市中之庄町398番地2しのながビル2F	平成19年5月1日
3873000123	有限会社オフィスワン	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	介護予防通所介護	デイサービスみどり	愛媛県四国中央市土居町上野2162番地1	平成19年5月1日
3860191133	医療法人北吉田診療所	愛媛県松山市北吉田町1019番地1	介護予防訪問看護	指定訪問看護ステーションあいあい	愛媛県松山市南吉田町1872-2	平成19年5月14日
3870106469	医療法人北吉田診療所	愛媛県松山市北吉田町1019番地1	介護予防訪問介護	指定訪問介護事業所あいあい	愛媛県松山市南吉田町1872-2	平成19年5月14日
3870201500	NPO法人ケア・サポート	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	介護予防通所介護	ケア・サポート	愛媛県今治市近見町一丁目7番50号	平成19年5月15日
3870600917	株式会社プラスター	愛媛県西条市三津屋51番地2	介護予防通所介護	ベストケア・デイサービスセンター東予	愛媛県西条市円海寺247-7	平成19年5月21日
3811228042	医療法人弘仁会	愛媛県西条市三津屋南9-10	介護予防訪問看護	共立病院	愛媛県西条市三津屋南9-10	平成19年5月28日
3811228042	医療法人弘仁会	愛媛県西条市三津屋南9-10	介護予防訪問リハビリテーション	共立病院	愛媛県西条市三津屋南9-10	平成19年5月28日

○愛媛県告示第1205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870300930	リッツ有限公司	愛媛県宇和島市恵美須町二丁目3番27号	通所介護	杏人デイブレイス	杏人ケア	愛媛県宇和島市恵美須町二丁目3番27号	平成19年4月1日
3870200932	有限会社舞花	愛媛県今治市郷本町一丁目2番36号	訪問介護	介護サービスセンター今治たちばな	有限会社舞花	愛媛県今治市河南町一丁目5番27号	平成19年5月1日

○愛媛県告示第1206号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3860190655	株式会社クロス・サービス	愛媛県松山市来住町1458-4	訪問看護	訪問看護ステーションほのか	愛媛県松山市来住町1057-1	愛媛県松山市朝生田町7-13-28	平成19年5月1日
3870102963	有限会社ハートケア結	愛媛県松山市東野五丁目4番2号	訪問介護	ハートケア結訪問介護事業所	愛媛県松山市東野五丁目4番2号	愛媛県松山市正円寺2-12-37	平成19年5月1日
3870105958	ありか合資会社	愛媛県松山市安城寺町1638番地7	訪問介護	ありか訪問介護事業所	愛媛県松山市安城寺町1638番地7	愛媛県松山市久万ノ台1195-7サンクレスス久万ノ台702	平成19年5月7日
3870500968	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	福祉用具貸与	株式会社トーカイ新居浜営業所	愛媛県新居浜市上泉町11番40号	愛媛県新居浜市郷二丁目1-10	平成19年5月14日
3870500968	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	特定福祉用具販売	株式会社トーカイ新居浜営業所	愛媛県新居浜市上泉町11番40号	愛媛県新居浜市郷二丁目1-10	平成19年5月14日

○愛媛県告示第1207号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所				届出年月日
				名称		所在地		
				変更前	変更後	変更前	変更後	
3870105529	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	福祉用具貸与	株式会社コムスンほっしょう福祉用具販売	愛媛県松山市北条辻1126-1	株式会社コムスン松山福祉用具センター	愛媛県松山市久万ノ台706-3	平成19年5月1日
3870105529	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	特定福祉用具販売	株式会社コムスンほっしょう福祉用具販売	愛媛県松山市北条辻1126-1	株式会社コムスン松山福祉用具センター	愛媛県松山市久万ノ台706-3	平成19年5月1日

○愛媛県告示第1208号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870200932	有限会社舞花	愛媛県今治市郷本町一丁目2番36号	居宅介護支援	介護サービスセンター今治たちばな	有限会社舞花	愛媛県今治市河南町一丁目5番27号	平成19年5月1日
3870501487	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ブラチナガーデン	居宅介護支援事業所はびねす	愛媛県新居浜市一宮町二丁目6番72号	平成19年5月10日

○愛媛県告示第1209号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870300849	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号宇和島市総合福祉センター3階	居宅介護支援	宇和島市社会福祉協議会津島介護保険事業所	愛媛県宇和島市津島町岩松甲471番地宇和島市津島支所庁舎	愛媛県宇和島市津島町岩松甲471番地宇和島市津島支所庁舎別館1F	平成19年4月16日
3870100470	株式会社ケアメイツ・ネットワーク	愛媛県松山市天山二丁目5番5号	居宅介護支援	アトムケアサポート	愛媛県松山市天山二丁目4番17号	愛媛県松山市天山2-4-7	平成19年5月1日
3870101833	株式会社クロス・サービス	愛媛県松山市来住町1458-4	居宅介護支援	ケアサポートまつやま	愛媛県松山市来住町1057-1	愛媛県松山市朝生田町7-13-28 2F	平成19年5月1日
3870102971	有限会社ハートケア結	愛媛県松山市東野五丁目4番2号	居宅介護支援	ハートケア結居宅介護支援事業所	愛媛県松山市東野五丁目4番2号	愛媛県松山市正円寺2-12-37	平成19年5月1日
3871000307	有限会社ほほえみ	愛媛県伊予市大平甲79番地1	居宅介護支援	ほほえみ指定居宅介護支援事業所	愛媛県伊予市大平武領乙215番地9	愛媛県伊予市大平乙215番地9	平成19年5月1日

○愛媛県告示第1210号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870300930	リッツ有限会社	愛媛県宇和島市恵美須町二丁目3番27号	介護予防通所介護	杏人デイブレイス	杏人ケア	愛媛県宇和島市恵美須町二丁目3番27号	平成19年4月1日
3870200932	有限会社舞花	愛媛県今治市郷本町一丁目2番36号	介護予防訪問介護	介護サービスセンター今治たちばな	有限会社舞花	愛媛県今治市河南町一丁目5番27号	平成19年5月1日

○愛媛県告示第1211号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3860190655	株式会社クロス・サービス	愛媛県松山市来住町1458-4	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションほのか	愛媛県松山市来住町1057-1	愛媛県松山市朝生田町7-13-28	平成19年5月1日
3870102963	有限会社ハートケア結	愛媛県松山市東野五丁目4番2号	介護予防訪問介護	ハートケア結訪問介護事業所	愛媛県松山市東野五丁目4番2号	愛媛県松山市正円寺2-12-37	平成19年5月1日
3870105958	ありか合資会社	愛媛県松山市安城寺町1638番地7	介護予防訪問介護	ありか訪問介護事業所	愛媛県松山市安城寺町1638番地7	愛媛県松山市久万ノ台1195-7サンクレスクスノ台702	平成19年5月7日
3870500968	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	介護予防福祉用具貸与	株式会社トーカイ新居浜営業所	愛媛県新居浜市上泉町11番40号	愛媛県新居浜市郷二丁目1-10	平成19年5月14日
3870500968	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	特定介護予防福祉用具販売	株式会社トーカイ新居浜営業所	愛媛県新居浜市上泉町11番40号	愛媛県新居浜市郷二丁目1-10	平成19年5月14日

○愛媛県告示第1212号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所				届出年月日
				変更前		変更後		
				名称	所在地	名称	所在地	
3870105529	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	介護予防福祉用具貸与	株式会社コムスンほうじょう福祉用具販売	愛媛県松山市北条辻1126-1	株式会社コムスン松山福祉用具センター	愛媛県松山市久万ノ台706-3	平成19年5月1日
3870105529	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	特定介護予防福祉用具販売	株式会社コムスンほうじょう福祉用具販売	愛媛県松山市北条辻1126-1	株式会社コムスン松山福祉用具センター	愛媛県松山市久万ノ台706-3	平成19年5月1日

○愛媛県告示第1213号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870105420	有限会社きぬやまの里	愛媛県松山市衣山五丁目801-5	通所介護	デイサービスなかむら	愛媛県松山市中村二丁目8番27号	平成18年11月30日
3873200756	有限会社大島ストアー	愛媛県今治市宮窪町宮窪2783番地2	福祉用具貸与	有限会社大島ストアー	愛媛県今治市宮窪町宮窪2783番地2	平成19年5月1日
3870104118	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目1番2号	訪問介護	企業組合労協センター事業団久米地域福祉事業所ぶどうの樹	愛媛県松山市平井町3157-125	平成19年5月15日
3870500349	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目1番2号	訪問介護	ケアステーション「めだかの楽校」	愛媛県新居浜市西連寺町1-7-16	平成19年5月15日

○愛媛県告示第1214号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所を廃止した旨の届出があった。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3873900058	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1	居宅介護支援	宇和島地区広域事務組合指定居宅介護支援事業所在宅介護支援センター古城園	愛媛県北宇和郡松野町豊岡4598-1	平成19年3月31日
3870105164	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号ゆめおおかオフィスタワー16階	居宅介護支援	ツクイ松山土居田	愛媛県松山市土居田町117-3	平成19年4月30日
3870500083	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	居宅介護支援	豊園荘	愛媛県新居浜市船木2216-29	平成19年5月9日
3870500125	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	居宅介護支援	はびねすケアセンター	愛媛県新居浜市泉宮町5-19	平成19年5月9日
3870500778	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所若水館	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	平成19年5月9日
3870500349	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目1番2号	居宅介護支援	ケアステーション「めだかの楽校」	愛媛県新居浜市西連寺町1-7-16	平成19年5月15日

○愛媛県告示第1215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3870105420	有限会社きぬやまの里	愛媛県松山市衣山五丁目801-5	介護予防通所介護	デイサービスなかむら	愛媛県松山市中村二丁目8番27号	平成18年11月30日
3870104118	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目1番2号	介護予防訪問介護	企業組合労協センター事業団久米地域福祉事業所ぶどうの樹	愛媛県松山市平井町3157-125	平成19年5月15日

○愛媛県告示第1216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3810110589	医療法人友愛医院	愛媛県松山市水田町90-1	介護療養型医療施設	友愛医院	愛媛県松山市水田町90番地1	平成19年3月31日
3813828278	医療法人竹林院	愛媛県西予市野村町野村11-110	介護療養型医療施設	整形外科井関医院	愛媛県西予市野村町野村11-110	平成19年3月31日

○愛媛県告示第1217号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
西第12号	西条市喜多川796の1	西条・新居浜地区食品衛生協会	売りさばき人 西条市喜多川796の1 西条・新居浜地区食品衛生協会 売りさばき所 西条市喜多川796の1 西条保健所内	売りさばき人 西条市喜多川796の1 西条食品衛生協会 売りさばき所 西条市喜多川796の1 西条保健所内	平成19年5月22日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 5 columns: 申請年月日, 特定非営利活動法人の名称, 代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 定款に記載された目的. Content includes details for a specific non-profit organization in Matsuyama.

監査公表

○公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年7月6日

- 愛媛県監査委員 壺内 紘光
同 白石 友一
同 岡田 志朗
同 田中 多佳子

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Lists various public utility and hospital facilities with their respective audit dates.

(監査の結果)

1 工業用水道事業

(1) 営業未収金（納期到来分）については、早期回収により一層の努力が望まれる。

(平成18年3月31日現在 単位：円)

Table with 4 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b). Shows financial data for industrial water supply in the Saijo region.

(2) 営業外未収金（納期到来分）については、早期回収に一層の努力が望まれる。

(平成18年3月31日現在 単位：円)

Table with 4 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b). Shows financial data for industrial water supply in the Saijo region, including excess charges.

(3) おおむね安定した経営がなされているが、今治地区工業用水道事業においては、実績給水量がやや増加したものの、代表的地場産業であるタオル業界の不振により、給水率は43.29%と依然として低水準であり、需給関係は改善されていない。

また、西条地区工業用水道事業においては、契約給水量が前年度に比べて日量2,355m³増加したものの、未だ計画給水量の22.87%にとどまっている状況にあり、建設事業が平成18年度末で終了すると、建設仮勘定に整理されている未稼働資産を本勘定へ振り替えることにより、費用としての計上額が大幅に増加し、厳しい経営状況となることは必至である。

このような状況のなか、高金利時代に借り入れた企業債を低利なものに借り換えるなど、経営改善に向けた取組はなされているが、今後とも、工業用水需要の確保に一層の努力が望まれるとともに、関係機関との連携により未利用水の有効活用が図られることが望まれる。

2 土地造成事業

中小企業向け工業団地については、県内外の企業4社に売却されているが、今後も引き続き、未処分地について早期の売却等が望まれる。

3 病院事業

(1) 個人医業未収金（納期到来分）については、早期回収により一層の努力が望まれる。

(平成18年3月31日現在 単位：円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	101,875,986	73,432,227	175,308,213
今治病院	36,293,508	17,848,008	54,141,516
三島病院	17,347,230	4,148,310	21,495,540
南宇和病院	23,902,735	4,324,520	28,227,255
新居浜病院	24,974,468	24,172,986	49,147,454
計	204,393,927	123,926,051	328,319,978

(2) 医業外未収金(納期到来分)については、早期回収により一層の努力が望まれる。

(平成18年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	676,232	292,355	968,587

(3) 廃止された県立北宇和病院に係る個人医業未収金(納期到来分)及び医業外未収金(納期到来分)については、県立病院課において適切に債権管理を行うとともに、早期回収に向けて努力が望まれる。

(平成18年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
個人医業未収金	2,494,910	5,629,575	8,124,485
医業外未収金	901,053	282,443	1,183,496
計	3,395,963	5,912,018	9,307,981

(4) 南宇和病院の診療報酬請求事務について、人工腎臓患者の外来診療に係る時間外加算点数の加算漏れにより、515,000円(103件51,500点、平成17年4月から平成18年3月までの1年分)の過小請求となっていた。

(5) 中央病院における日々雇用医師(7名)の賃金について、時間外割増手当単価の計算誤りにより、計552,139円(平成17年12月分)の過支給となっていた。

(6) 経営成績は、県立北宇和病院に係る多額の特別損失の発生に伴い、前年度の純利益4,527万円から、純損失21億1,935万円に転じ、近年縮小傾向にあった累積欠損金は237億6,391万円に増大している。特別損失を除いた経常損益では600万円の利益を計上しているものの、前年度実績の2,384万円を下回る結果となり、企業債を含む多額の借入金も残され、財政状態は一層厳しくなっている。

このため、中央病院の愛媛PET-CTセンター等を有効に活用し、収益を安定的に確保するとともに、運営面で経済性・効率性の向上を図りながら、費用の抑制・縮減に実効を挙げていく努力が必要不可欠であり、次に掲げる諸課題に積極的に取り組むなど、経営健全化の推進に全職員が総力を結集することが望まれる。

- 愛媛PET-CTセンターの利用促進
- 診療報酬の請求漏れ防止
- 契約事務の適正な執行
- 債権の適切な管理
- 固定資産・備品に係る台帳類の適切な管理

(措置の内容)

1 工業用水道事業

(1) 西条地区工業用水道事業の給水料金未収金(納期到来分17年度末現在5,524,246円)については、滞納企業に対し「支払計画書」や「工業用水使用廃止届出書」の提出を求めたほか、訪問、電話等による納入指導を継続して実施した結果、同地区に係る18年度末現在の未収金については、47,424円減少した。

今治地区工業用水道事業の給水料金未収金(納期到来分17年度末現在1,613,178円)については、督促状の送付、訪問、電話等によ

る納入督促に努めたが、回収には至っていない。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意するとともに、未収金の早期回収に努めたい。

(平成19年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)	平成18年3月31日現在の未収金
西条地区工業用水道給水料金	4,905,098	571,724	5,476,822	5,524,246
今治地区工業用水道給水料金	1,613,178	0	1,613,178	1,613,178
計	6,518,276	571,724	7,090,000	7,137,424

(2) 西条地区工業用水道事業の超過料金(納期到来分17年度末現在276,662円)については、滞納企業に対し「支払計画書」や「工業用水使用廃止届出書」の提出を求めたほか、訪問、電話等による納入指導を継続して実施した結果、52,598円減少した。

西条地区工業用水道事業の壬生川幹線工事負担金(納期到来分17年度末現在1,221,448円)については、滞納企業に対し「支払計画書」や「工業用水使用廃止届出書」の提出を求めたほか、訪問、電話等による納入指導を継続して実施したものの、企業の倒産により回収には至っておらず、18年度末現在の未収金は1,388,852円となっている。

今後とも、工業用水道事業の超過料金や工事負担金の適期収入に留意するとともに、未収金の早期回収に努めたい。

(平成19年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)	平成18年3月31日現在の未収金
西条地区工業用水道超過料金	224,064	0	224,064	276,662
西条地区工業用水道壬生川幹線工事負担金	1,214,621	174,231	1,388,852	1,221,448
計	1,438,685	174,231	1,612,916	1,498,110

(3) 今治地区工業用水道事業については、新規需要の開拓や業務委託等による経費削減策を調査検討し、今治市と協議しながら、経営改善に積極的に取り組むこととしている。

西条地区工業用水道事業については、「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水としての需要拡大に努めている。

また、「西条地区工業用水利用促進協議会」において西条市や新居浜市等とともに、経営改善策や未利用水の有効活用策を検討しているところである。

2 土地造成事業

中小企業向け工業団地については、平成19年1月、未処分であった0.19haを県内企業1社に賃貸し、同工業団地5.54haはすべて処分した。

3 病院事業

(1) 未収金対策については、発生を極力防止するとともに、発生した場合は速やかな回収に努めている。平成18年度は、14年度に策定した「愛媛県病院事業未収金取扱要領」に基づき、未収金発生時の早期督促の強化や診療費等預り金の制度化、債権管理方法の統一などを行い、未収金の発生防止に努めるとともに、各病院で未収金回収計画を策定し、効率的な回収を図っている。また、病院事務局職員全員を現金取扱員として任命し、本局と病院事務局職員による共同臨戸訪問を実施するなど、回収強化を図っている。さらには、前記未収金取扱要領を改正し、18年4月1日から悪質未納者に対する法的措置による回収手続をルール化したところであり、今後とも、未収金の発生防止と早期回収に一層努力したい。

(平成19年3月31日現在 単位:円)



区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)	平成18年 3月 31日現在の未 収金
中央病院	135,134,568	89,488,729	224,623,297	175,308,213
今治病院	41,927,985	15,522,043	57,450,028	54,141,516
三島病院	18,723,470	8,003,786	26,727,256	21,495,540
南宇和病院	24,318,930	9,981,763	34,300,693	28,227,255
新居浜病院	29,200,993	21,505,156	50,706,149	49,147,454
計	249,305,946	144,501,477	393,807,423	328,319,978

(2) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、前記未収金取扱要領に基づき、未収金の発生防止及び回収強化を図っているところであり、今後とも、未収金の発生防止と早期回収に一層努力したい。

(平成19年 3月31日現在 単位：円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)	平成18年 3月 31日現在の未 収金
中央病院	784,142	365,937	1,150,079	968,587

(3) 廃止された県立北宇和病院に係る個人医業未収金（納期到来分）及び医業外未収金（納期到来分）については、県立病院課で債権管理し、上記(1)、(2)同様早期回収に努力したい。

(平成19年 3月31日現在 単位：円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)	平成18年 3月 31日現在の未 収金
個人医業未収金	7,460,855	0	7,460,855	8,124,485
医業外未収金	902,672	0	902,672	1,183,496
計	8,363,527	0	8,363,527	9,307,981

(4) 診療報酬請求事務については、医事会計業者に委託しているところであるが、時間外加算点数の加算漏れがあったことから、適正な事務処理の執行について改めて委託業者を指導したところであり、今後とも、再発防止に向けて一層努力したい。

なお、加算漏れがあった 103件 515,000円については、すべて審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会、労働局）へ取下げ請求を行った後、加算漏れを訂正のうえ、正しい金額で請求している。

(5) 中央病院における日々雇用医師（7名）の賃金の過支給額 552,139円（平成17年12月分）については、平成18年 8月 4日までに全額返納させている。

中央病院の日々雇用職員（245名）の賃金は、通常月初めの3日間で時間外勤務時間を手作業で集計し、4日目に時間外割増手当を含む賃金をパソコンにより計算、5日目にチェックを行い、毎月10日（10日が休日等の場合は前日。）に支給してきたところである。

今回の過支給は、平成17年12月分の賃金支給事務を行った平成18年 1月については、通常は5日間ある事務処理期間が年始休日及び週休日・祝日のため実質2日間（1月4日及び5日）しかないという状況のもと、日々雇用医師の賃金計算を処理する際に、誤って医師以外の日々雇用職員の方法により計算（パソコン処理）したことから生じたものである。

このため、現在は時間外割増手当の集計等を自動処理するシステムを作成し、作業を省力化・短縮化（3日間 1日間）するとともに、二重にチェックする体制とし、適正な事務処理に努めている。

(6) 平成15年度に策定した「第2次財政健全化計画」（平成16年度～20年度）では、財政健全化に向けた各方策の実施により、引き続き、収益の増加と費用の節減に努め、累積欠損金の縮減を図ることとし

ている。その実施に当たっては、院長及び経営管理主任である事務局長が中心となり、あらゆる機会を通じ、病院職員に対し、計画の目的や目標数値、実施の必要性など、その内容を周知徹底することにより、経営意識やコスト意識を高揚させるとともに、経営管理会議等において、本局との連携のもとに、財政健全化に係る経営分析に基づいた計画の執行管理を行っているところであり、今後とも、本局と病院の職員が一丸となって、財政健全化に向け努力したい。

また、PET-CT利用促進に係る啓発活動の実施、既存の外部委託の見直しや新たな外部委託等の検討等により、運営の効率化と経費の削減を図り、併せて患者増による収益増を図りたい。

○公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年 7月 6日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 岡田 志 朗  
同 田中 多 佳子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
大 阪 事 務 所	平成19年 4月11日
動 物 愛 護 セ ン タ ー	"
歯 科 技 術 専 門 学 校	"
身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	"
婦 人 相 談 所	"
保 育 専 門 学 校	"
計 量 検 定 所	"
窯 業 試 験 場	"
松 山 高 等 技 術 専 門 校	"
宇 和 島 高 等 技 術 専 門 校	"
中 予 水 産 試 験 場	平成19年 4月18日
建 設 研 究 所	平成19年 4月19日
農 業 大 学 校	"
衛 生 環 境 研 究 所	"
中 央 児 童 相 談 所	"
知 的 障 害 者 更 生 相 談 所	"
消 費 生 活 セ ン タ ー	"
研 修 所	平成19年 4月24日
工 業 技 術 セ ン タ ー	"
心 と 体 の 健 康 セ ン タ ー	"
果 樹 試 験 場	"
医 療 技 術 大 学	平成19年 4月26日
子 ども 療 育 セ ン タ ー	"
林 業 技 術 セ ン タ ー	平成19年 5月15日
東 京 事 務 所	平成19年 5月18日
水 産 試 験 場	平成19年 5月29日
南 予 児 童 相 談 所	"

(監査の結果)

平成18年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の機関において次の事項が認められた。

- 1 児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年分	滞納繰越分	計	
18年度	7,798,370	54,108,730	61,907,100	平成18年12月31日現在(対前年同月比)
17年度	16,943,590	54,858,440	71,802,030	
差引増減	9,145,220	749,710	9,894,930	

(中央児童相談所)

- 2 児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年分	滞納繰越分	計	
18年度	1,395,810	6,504,470	7,900,280	平成19年2月28日現在(対前年同月比)
17年度	2,315,164	6,956,080	9,271,244	
差引増減	919,354	451,610	1,370,964	

(南予児童相談所)

- 3 授業料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年分	滞納繰越分	計	
18年度	267,900	405,300	673,200	平成18年12月31日現在(対前年同月比)
17年度	1,038,000	405,300	1,443,300	
差引増減	770,100	0	770,100	

(医療技術大学)

○公表第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年7月6日

愛媛県監査委員 壺内 紘光  
同 白石 友一  
同 岡田 志朗  
同 田中 多佳子

監査対象機関	監査年月日
松山教育事務所	平成19年4月11日
宇和島教育事務所	"
中央青年の家	"

伊予高等学校	"
中山高等学校	"
宇和島東高等学校	"
宇和島南中等教育学校・宇和島南高等学校	"
宇和島水産高等学校	"
吉田高等学校	"
伊予農業高等学校	平成19年4月18日
総合教育センター	平成19年4月26日
生涯学習センター	"
伯方高等学校	平成19年5月15日
弓削高等学校	"
上浮穴高等学校	"
小田高等学校	"
南宇和高等学校	平成19年5月28日
津島高等学校	平成19年5月29日
三間高等学校	"
北宇和高等学校	"

(監査の結果)

平成18年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

○公表第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年7月6日

愛媛県監査委員 壺内 紘光  
同 白石 友一  
同 岡田 志朗  
同 田中 多佳子

監査対象機関	監査年月日
伊予警察署	平成19年4月18日
松山東警察署	"
松山西警察署	平成19年4月19日
伯方警察署	平成19年5月15日
久万高原警察署	"
愛南警察署	平成19年5月28日
宇和島警察署	平成19年5月29日

(監査の結果)

平成18年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第7号

愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)第11条第3項の規定により、次のとおり愛媛県指定有形文化財の指定は効力を失っ

た。

平成19年7月6日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

指定の効力を失った有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数	参 考
目黒山形模型及び関係資料	北宇和郡松野町大字目黒648番地2	北宇和郡松野町大字目黒594番地 建徳寺	274点	平成14年1月8日指定

## 人事委員会公告

## ○愛媛県人事委員会公告第4号

## 平成19年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成19年7月6日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570

電話(089)912-2826

愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

平成19年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験を次のとおり行います。

## 1 受付期間

## (1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成19年8月15日（水）から9月3日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

## (2) インターネットを利用して申し込む場合

平成19年8月16日（木）から8月24日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

## 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

## (1) 初級

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
一 般 事 務	7人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁、地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警 察 事 務	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

## (2) 資格免許職

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
大程 学 卒 業 度 学 校 栄 養 士	2人程度	県立学校又は公立小・中学校（共同調理場を含む。）に勤務し、学校給食の栄養管理・指導等の業務に従事します。
短卒 期 業 臨 床 検 査 技 師	2人程度	知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、検体検査、生理機能検査、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
大程 学 度 診 療 放 射 線 技 師	1人程度	知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、放射線治療、検査等の診療放射線に関する業務に従事します。

## 3 受験資格

## (1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

- ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者
- イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	生 年 月 日	学 歴 ・ そ の 他
一 般 事 務	昭和61年4月2日から平成2年4月1日 までに生まれた者	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成20年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。
警 察 事 務		

イ 資格免許職

試験区分	生 年 月 日	資 格 ・ 免 許 ・ 学 歴
学 校 栄 養 士	昭和53年4月2日以降に生まれた者	次のいずれかに該当する者 1 管理栄養士の免許を有する者又は平成20年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者 2 栄養士の免許を有する者又は平成20年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者で、大学を卒業した者又はこれを平成20年3月末日までに卒業する見込みの者
臨 床 検 査 技 師	昭和55年4月2日から昭和62年4月1日 までに生まれた者	臨床検査技師の免許を有する者又は平成20年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
診 療 放 射 線 技 師		診療放射線技師の免許を有する者又は平成20年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	初 級 教 養 試 験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）
	適 性 試 験	21点	公務員として職務上必要な事務処理能力について、比較的簡単な問題を限られた時間内にできるだけ多く解答する筆記試験を行います。（択一式、解答時間15分）
	資 格 免 許 職 教 養 試 験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、各試験区分に応じ、大学卒業程度又は短期大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
	専 門 試 験	40点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間） なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口 述 試 験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作 文 試 験	60点	公務員として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題2題、解答時間1時間30分）
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身 体 検 査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。

- (2) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、初級については、第1次試験の合計得点を90点満点に換算します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日	時	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成19年 9月23日 (日曜日)	午前9時から 午後0時5分まで	(1) 松山南高等学校 (松山市末広町11番地1) (2) 西条高等学校 (西条市明屋敷234番地) (3) 宇和島南高等学校 (宇和島市文京町5番1号)	平成19年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
		午前9時から 午後3時まで	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。			平成19年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。  
この名簿は、原則として、平成20年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

- (1) 初級  
行政職給料表1級5号給(現行給料月額 138,400円)
- (2) 資格免許職

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
学 校 栄 養 士	医療職給料表(二)2級1号給 176,100円
臨 床 検 査 技 師 診 療 放 射 線 技 師	医療職給料表(二)1級17号給 165,000円

ただし、平成19年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)等の規定に基づき、前記給料月額の2.6%が減額されています。

8 受験手続

申 込 用 紙 の 入 手 方 法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民部総務調整課(西条、今治、松山、八幡浜及び宇和島)、愛媛県東京事務所(東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話(03)5212-9071)、愛媛県大阪事務所(大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話(06)6441-2829)等で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「初級請求」又は「資格免許職請求」と朱書き、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申 込 方 法 及 び 受 験 票 の 交 付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「初級申込み」又は「資格免許職申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が9月14日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。

受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
----------------	-------------------------

## 9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時30分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次試験不合格者	試験種目別得点、合計得点及び順位	合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次試験受験者	第 1 次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	

## 別表（4関係）

## 専門試験（資格免許職）の出題分野

試 験 区 分	出 題 分 野
学 校 栄 養 士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論
臨 床 検 査 技 師	公衆衛生学、臨床検査総論（情報科学を含む。）、生理学、病理学（解剖・組織学を含む。）、臨床化学（生化学を含む。）、血液学、免疫・血清学、微生物学（医動物学を含む。)
診 療 放 射 線 技 師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、診療画像機器学（医用工学を含む。）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工学を含む。）、核医学検査技術学（放射化学を含む。）、放射線治療技術学、放射線安全管理学

## ○愛媛県人事委員会公告第5号

## 平成19年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成19年7月6日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570  
 電話（089）912-2826  
 愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573  
 電話（089）934-0110 内線2621・2623  
 愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

## 1 受付期間

## (1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成19年8月22日（水）から9月10日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

## (2) インターネットを利用して申し込む場合

平成19年8月23日（木）から8月31日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

## 2 採用予定人員

愛 媛 県	警 視 庁	大 阪 府	兵 庫 県
31 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度

なお、申込時には、次のことに注意してください。

- (1) 警視庁、大阪府及び兵庫県の中から第2志望を選択することができます。なお、愛媛県以外の都府県を第1志望とすることはできません。
- (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。
- (3) 愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成20年3月末日までに卒業する見込みの者を除く。）  
ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和52年10月16日から平成2年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

5 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）	
	身体検査	-	警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 160センチメートル以上であること。 体重 47キログラム以上であること。 胸囲 78センチメートル以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 弁色力 完全であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	60点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	40点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	50回以上 / 20秒間
			握力	45キログラム以上（左右の平均）
上体起こし			25回以上 / 30秒間	
垂直とび			55センチメートル以上	
腕位伏臥腕屈伸			30回以上	
20メートルシャトルラン	65回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。		

- (2) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、上記の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格

となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成19年10月14日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番) (2) 新居浜商業高等学校 (新居浜市瀬戸町2番16号) (3) 宇和島南高等学校 (宇和島市文京町5番1号)	平成19年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成19年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成20年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

(4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級11号給(現行給料月額 173,300円)、高校卒程度で公安職給料表1級3号給(現行給料月額 159,600円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成19年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の2.6%が減額されています。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申 込 用 紙 の 入 手 方 法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(高卒)請求」と朱書き、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申 込 方 法 及 び 受 験 票 の 交 付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(男性)(高卒)申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月5日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。
受 験 手 続 そ の 他 の 問 い 合 せ 先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示



この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限ります。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時30分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次試験受験者	第 1 次試験の得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	

（注）第2志望の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

○愛媛県人事委員会公告第6号

平成19年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成19年7月6日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570  
 電話（089）912-2826  
 愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573  
 電話（089）934-0110 内線2621・2623  
 愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成19年8月22日（水）から9月10日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成19年8月23日（木）から8月31日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

10人程度

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) 昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた女子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）

又はこれと同等と人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成20年3月末日までに卒業する見込みの者を除く。）

5 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）
	身体検査	-	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 155センチメートル以上であること。 体重 45キログラム以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 弁色力 完全であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

第2次試験	口 述 試 験	60点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作 文 試 験	40点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体 力 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種 目	基 準
			反復横とび	40回以上 / 20秒間
			握力	25キログラム以上（左右の平均）
			上体起こし	15回以上 / 30秒間
垂直とび			40センチメートル以上	
腕位伏臥腕屈伸	15回以上			
20メートルシャトルラン	35回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適 性 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。		

- (2) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、上記の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成19年10月14日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番) (2) 新居浜商業高等学校 (新居浜市瀬戸町2番16号) (3) 宇和島南高等学校 (宇和島市文京町5番1号)	平成19年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成19年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者名簿に記載されます。  
この名簿は、原則として、平成20年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級11号給（現行給料月額 173,300円）、高校卒程度で公安職給料表1級3号給（現行給料月額 159,600円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成19年

度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額額の2.6%が減額されています。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

#### 9 受験手続

申込用紙の 入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（女性）（高卒）請求」と朱書き、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び 受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（女性）（高卒）申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月5日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。
受験手続その他の 問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

#### 10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時30分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	得点及び順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第 1 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位 並 び に 第 2 次 試 験 の 試 験 種 目 別 得 点、 総 合 得 点 及 び 総 合 順 位	合格発表の日から1週間	